

(仮称)地域スポーツセンターに係る条例改正等について

(1) (仮称)越谷市立地域スポーツセンターに係る料金設定

(仮称)越谷市立地域スポーツセンター供用施設 利用料金設定試算

	供用施設等	PPP賃料による積算算出原価 ※①	減価償却による算出原価 ※②	近隣及び類似施設料金比較	設定予定金額(案)
1	アリーナ 使用料 半面(バスケットコート1面相当) 2時間	20,362	9,059	1,000 算出原価：北体育館7,146 南体育館6,877 西体育館5,932 市内地域体育館 半面 2時間 1000円	1,000 2時間
				945 算出原価：6,873 総合第2体育室 半面 全日(11時間) 5,200円 より	
2	卓球1面 2階フリースペース 6台設置 2時間	1,318	782	375 大沢公民館 多目的ホール2時間卓球台1台当たり単価	400 2時間
				1,200 総合体育館 ステップ(個人参加自主事業) 1人300円4名相当	
				340 春日部 ウイングハット 卓球コート2時間照明込み額	
				440 川口 芝スポーツセンター 市内4名使用時	
				300 草加スポーツ記念体育館 2時間1台	
3	ランニングマシン 1階フリースペース 4台設置 2時間	402	266	100 市民プールのトレーニングルーム 400円 1回2時間程度の利用 が大半、ランニングマシンの利用は30分程度	100 30分
4	アリーナ 照明 半面(バスケットコート1面相当) 2時間	704	※	600 地域体育館 半面 300円 1時間	600 2時間
		※全面 時間 単価704円×2 時間×1/2(半 面)		1,300 総合体育館 第2体育室(半面×2面相当) 全灯(照度10割)1時間 1300円(半面 点灯不可)	
				900 吉川総合体育館 半面(バスケットコート1面相当) 2時間	
5	アリーナ 空調 半面(バスケットコート1面相当) 2時間	2,916	※	2,000 越谷市 総合体育館 第2体育室 (バスケットコート2面) 2000円×2時間/2面 灯油による冷暖房	2,000 2時間
		※全面 時 間単価2916 円×2時間 ×1/2(半面)		2,933 春日部市 ウイングハットメインアリーナ(バスケットコート3面) 4400円×2時間/3面 電気による冷暖房	
				6,853 さいたま市 サイデン化学アリーナ(バスケットコート3面 観客席 あり) 10280円×2時間/3面 都市ガスによる冷暖房	
				— 川口 草加 吉川 体育館 空調機設置体育館 現時点で無し	

※① PPP賃料による積算原価とは 事業期間の20年1ヶ月で割り返し、市が年間に支払う賃料と諸費用を基に供用面積、供用時間で割り返したものです。

※② 減価償却による積算原価とは 事業費のうち整備に要する費用を減価償却期間(47年)で割り返し、その他の維持管理費と諸費用を基に供用面積、供用時間で割り返したものです。

(2) 進捗状況について

【本体工事】

令和5年1月10日に着工しました標記整備については令和6年2月末を竣工(工事完了)予定としています。

5月末時点で雨水貯留槽設置完了、防火水槽設置完了、建物杭基礎工事が概ね完了という状況となっております。

●今後の工事予定等について 詳細別紙

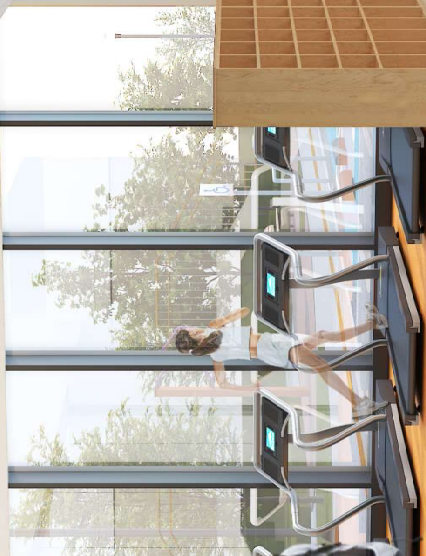
体育館外観の完成	令和5年12月
建物引き渡し	令和6年2月末
必要備品等の搬入	令和6年3月中
供用開始(利用開始)	令和6年4月1日～

【関連工事 北側市道整備工事】

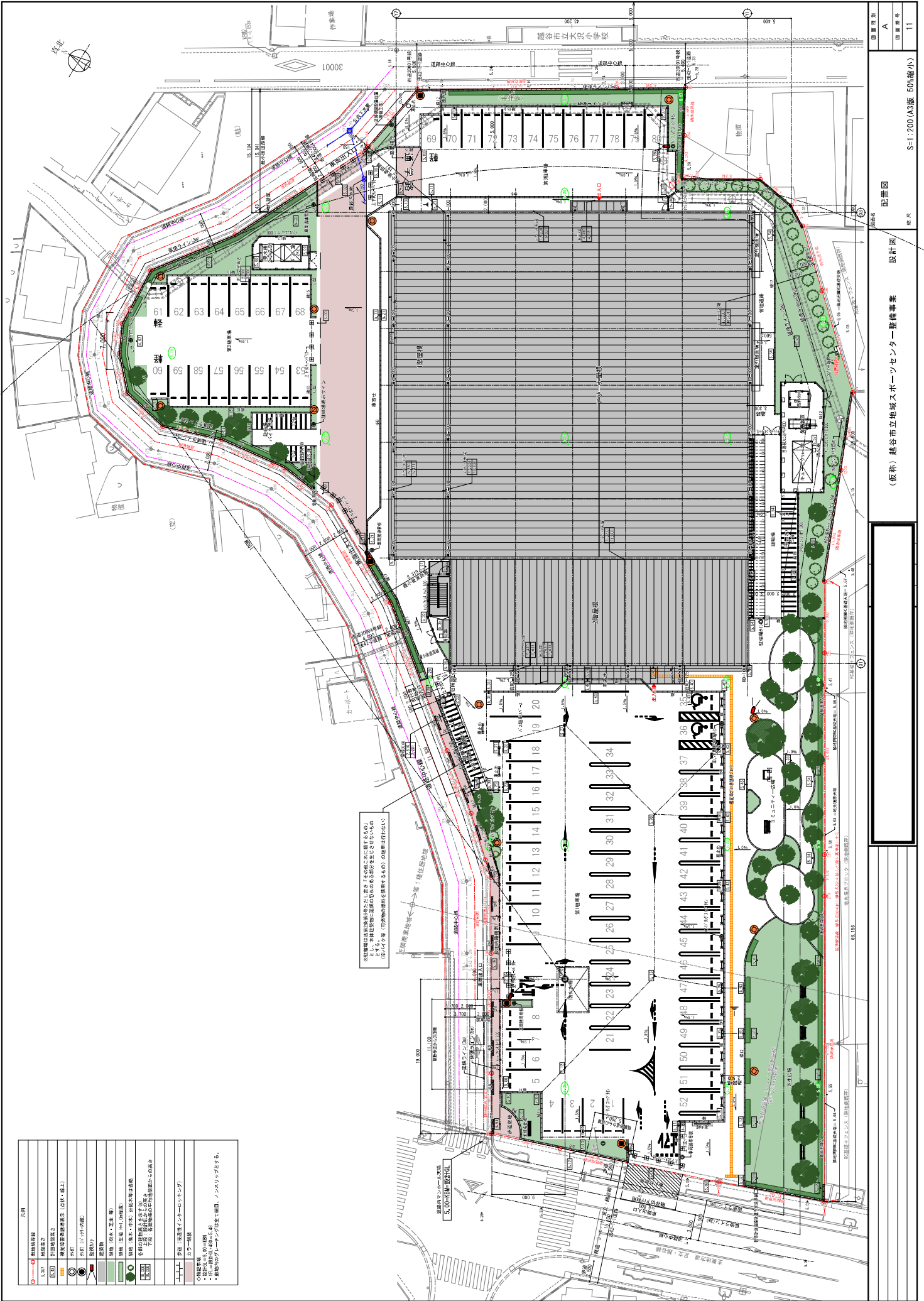
令和5年6月からは事業地の北側、市道30004号線の拡幅工事が着工予定となり、9月末までに竣工(整備完了)の見込となります。

(3) 施設概要について









記号	説明
①	敷地境界線
②	道路境界線
③	道路境界線
④	道路境界線
⑤	道路境界線
⑥	道路境界線
⑦	道路境界線
⑧	道路境界線
⑨	道路境界線
⑩	道路境界線
⑪	道路境界線
⑫	道路境界線
⑬	道路境界線
⑭	道路境界線
⑮	道路境界線
⑯	道路境界線
⑰	道路境界線
⑱	道路境界線
⑲	道路境界線
⑳	道路境界線
㉑	道路境界線
㉒	道路境界線
㉓	道路境界線
㉔	道路境界線
㉕	道路境界線
㉖	道路境界線
㉗	道路境界線
㉘	道路境界線
㉙	道路境界線
㉚	道路境界線
㉛	道路境界線
㉜	道路境界線
㉝	道路境界線
㉞	道路境界線
㉟	道路境界線
㊱	道路境界線
㊲	道路境界線
㊳	道路境界線
㊴	道路境界線
㊵	道路境界線
㊶	道路境界線
㊷	道路境界線
㊸	道路境界線
㊹	道路境界線
㊺	道路境界線
㊻	道路境界線
㊼	道路境界線
㊽	道路境界線
㊾	道路境界線
㊿	道路境界線

※本図は高層建築物に該当し、その中に設置するものとする。本図は建築基準法第10条第1項第1号の規定に基づき、その用途を定めるものとする。なお、本図は建築基準法第10条第1項第1号の規定に基づき、その用途を定めるものとする。なお、本図は建築基準法第10条第1項第1号の規定に基づき、その用途を定めるものとする。

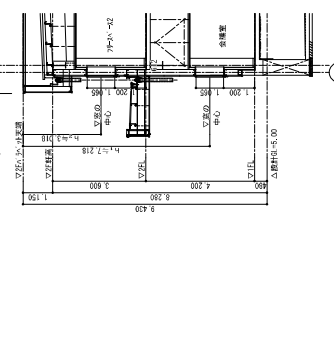
図説：歩行距離の計算

項目	面積	歩行距離	計算式	結果
A	211.16	0.33		OK
L	10.00	0.33		OK
V	118.97	0.33		OK
S	0.00	0.33		OK
合計	340.13	1.00		OK

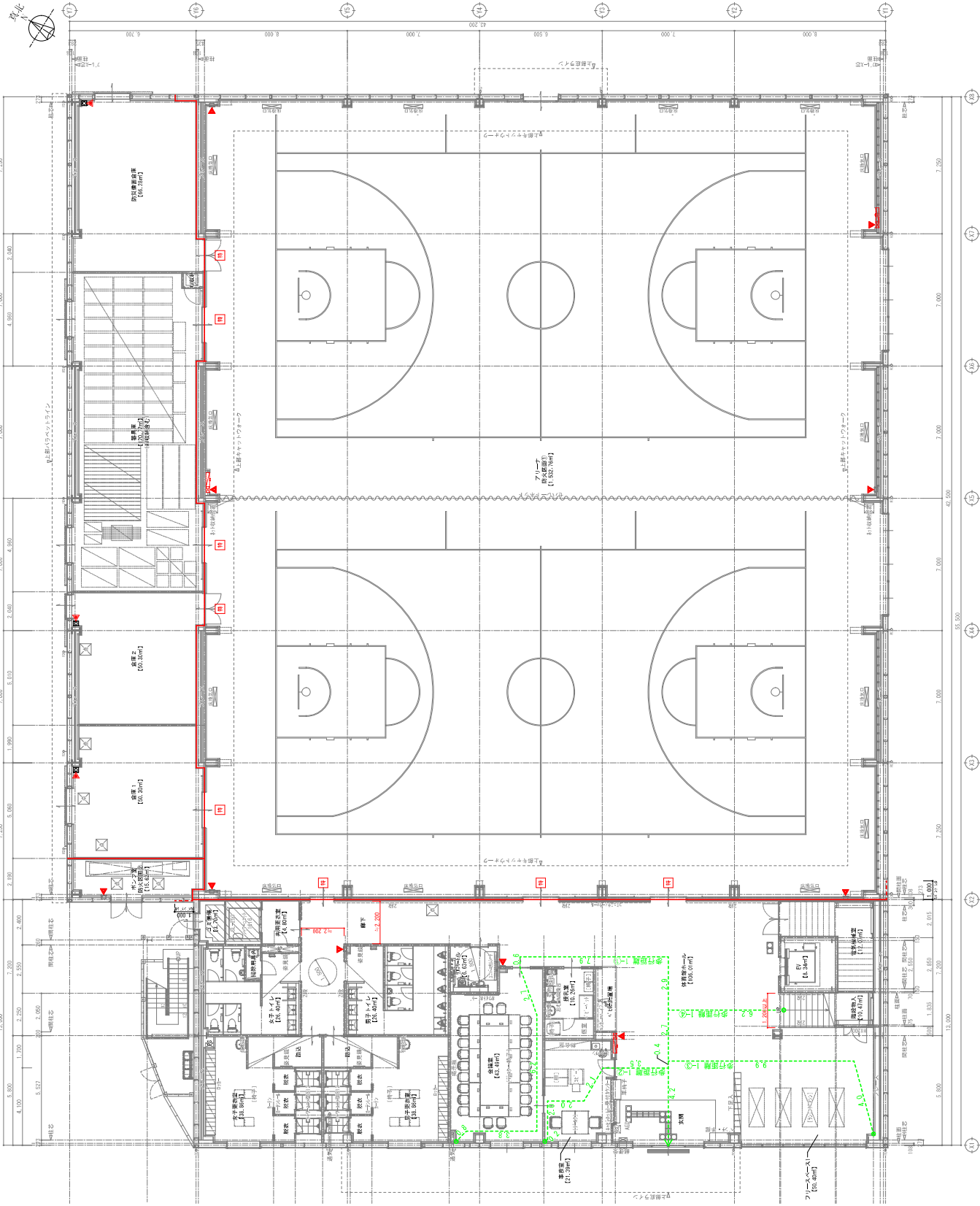
項目	面積	歩行距離	計算式	結果
A	211.16	0.33		OK
L	10.00	0.33		OK
V	118.97	0.33		OK
S	0.00	0.33		OK
合計	340.13	1.00		OK

項目	面積	歩行距離	計算式	結果
A	211.16	0.33		OK
L	10.00	0.33		OK
V	118.97	0.33		OK
S	0.00	0.33		OK
合計	340.13	1.00		OK

図説：歩行距離の計算
 最も条件が厳しい1階歩行距離で検算
 (70.366/7.21) × (4+4+50.18)
 よって歩行距離係数は1とする

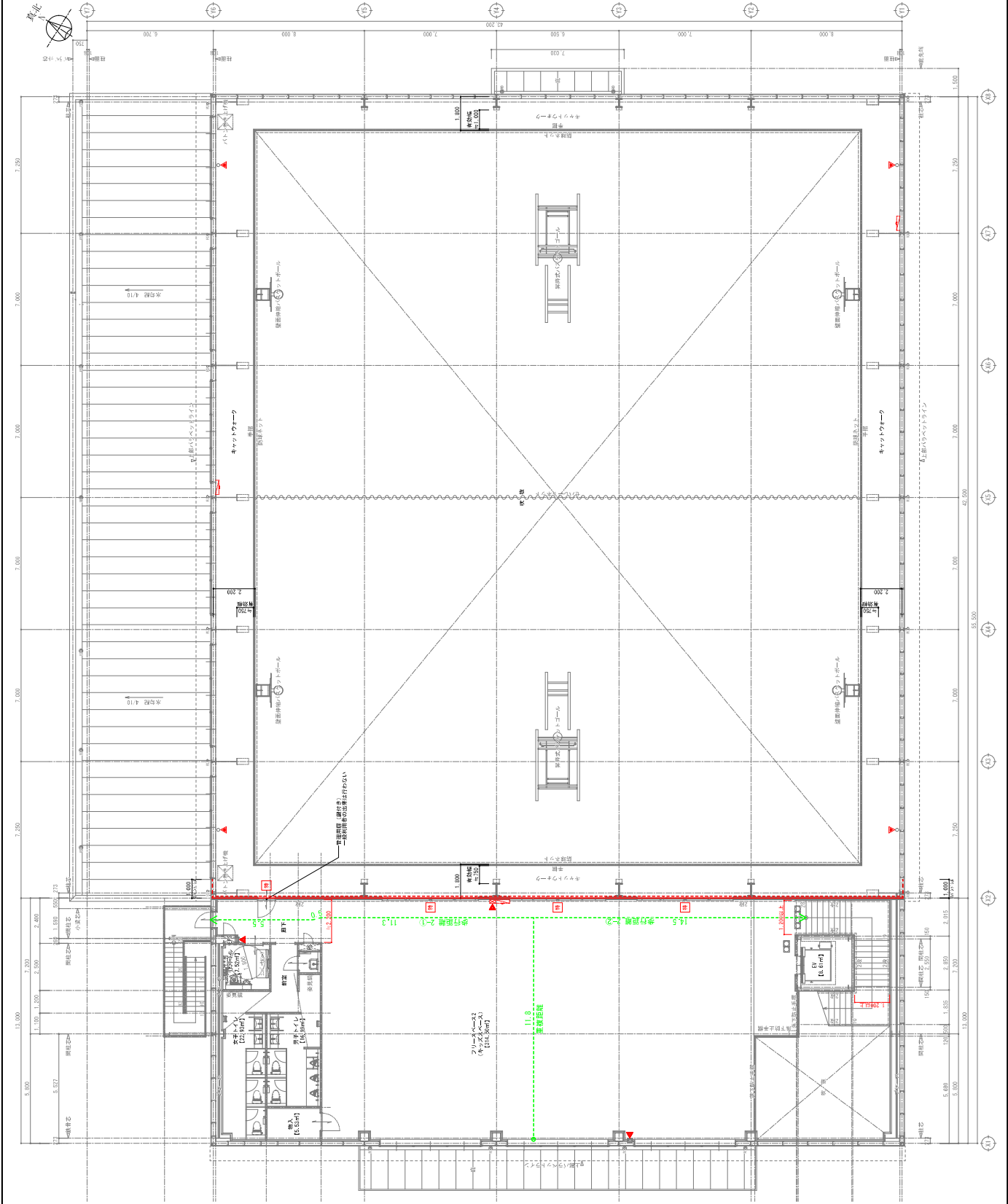


項目	面積	歩行距離	計算式	結果
A	211.16	0.33		OK
L	10.00	0.33		OK
V	118.97	0.33		OK
S	0.00	0.33		OK
合計	340.13	1.00		OK



図説：歩行距離の計算
 最も条件が厳しい1階歩行距離で検算
 (70.366/7.21) × (4+4+50.18)
 よって歩行距離係数は1とする

図説：歩行距離の計算
 最も条件が厳しい1階歩行距離で検算
 (70.366/7.21) × (4+4+50.18)
 よって歩行距離係数は1とする

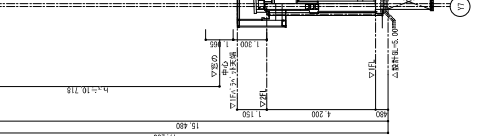


図示 床高、階高、歩行距離の決定

外水・土留手		
A	階高	320.0050 m
B	必要歩行距離	A × 1.20
C	床面仕上げ厚	3
L	歩行距離係数	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
M	歩行距離係数	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
V	必要歩行距離	A × 1.20
S	必要歩行距離	A × 1.20
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK
S	必要歩行距離	AW-2 1.75 × 1.085 × 3 × 3 16.892 OK

歩行距離の決定
1階 歩行距離係数とする
2階 歩行距離係数とする

歩行距離係数の算出(概算)
最も条件が厳しい階(アリーナの)
キャットウォークの歩行距離係数
(8.843/0.18) × 6 × 4 × 1.09
(16.755/0.18) × 6 × 4 × 1.09
よって歩行距離係数は2とする



歩行距離までの歩行距離

歩行距離①	5.0m
歩行距離②	5.0m
歩行距離③	5.0m
歩行距離④	5.0m
歩行距離⑤	5.0m
歩行距離⑥	5.0m
歩行距離⑦	5.0m
歩行距離⑧	5.0m
歩行距離⑨	5.0m
歩行距離⑩	5.0m
歩行距離⑪	5.0m
歩行距離⑫	5.0m
歩行距離⑬	5.0m
歩行距離⑭	5.0m
歩行距離⑮	5.0m
歩行距離⑯	5.0m
歩行距離⑰	5.0m
歩行距離⑱	5.0m
歩行距離⑲	5.0m
歩行距離⑳	5.0m
歩行距離㉑	5.0m
歩行距離㉒	5.0m
歩行距離㉓	5.0m
歩行距離㉔	5.0m
歩行距離㉕	5.0m
歩行距離㉖	5.0m
歩行距離㉗	5.0m
歩行距離㉘	5.0m
歩行距離㉙	5.0m
歩行距離㉚	5.0m
歩行距離㉛	5.0m
歩行距離㉜	5.0m
歩行距離㉝	5.0m
歩行距離㉞	5.0m
歩行距離㉟	5.0m
歩行距離㊱	5.0m
歩行距離㊲	5.0m
歩行距離㊳	5.0m
歩行距離㊴	5.0m
歩行距離㊵	5.0m
歩行距離㊶	5.0m
歩行距離㊷	5.0m
歩行距離㊸	5.0m
歩行距離㊹	5.0m
歩行距離㊺	5.0m

様式 K-6
K.計画図面等

(6) 体育館・各種倉庫・各種共用部分平面詳細図

各種協議が円滑に行える計画

4. 各種競技に必要な寸法の確保

- (1) 安全なフリーゾーンを確保したコート
 - ・要求水準を満たすコートラインを設置します。
 - ・各種競技が安全に行えるよう、適正なフリーゾーンを確保したコートを設置します。
 - ・バレーボール及びバドミントン競技用に床埋込の蓋付き支柱基礎をコートの面数分設置します。



【蓋付き支柱基礎】

競技種目	コート数
バスケットボール公式	2面
バスケットボールセンターコート	1面
ミニバスケットボール公式	2面
バレーボール(6人制)公式	2面
バレーボール(9人制)非公式	2面
バドミントン公式	6面
卓球公式	10面

アリーナ有効寸法: 40m×34m(40m×34m以上)

【コート数意義】

コートにはアリーナを2分割出来るセパレーターネット及びキャットウォーク部の破損や、ボール等が入るのを防ぐため4周に可動防球ネットを設置します。



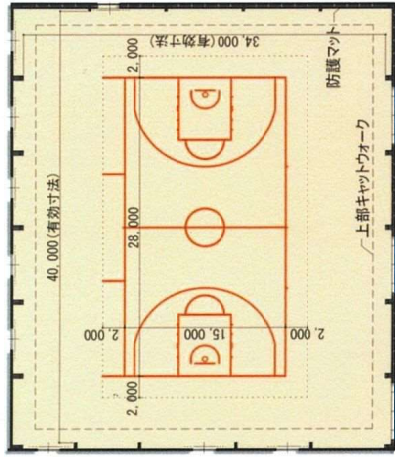
【セパレーターネット】

【防球ネット】

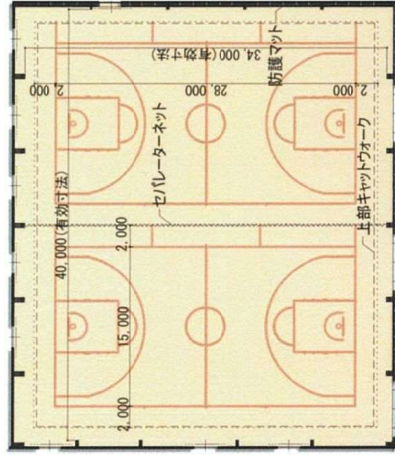
大会等に華やかさを与える機能

5. アリーナの掲示対応

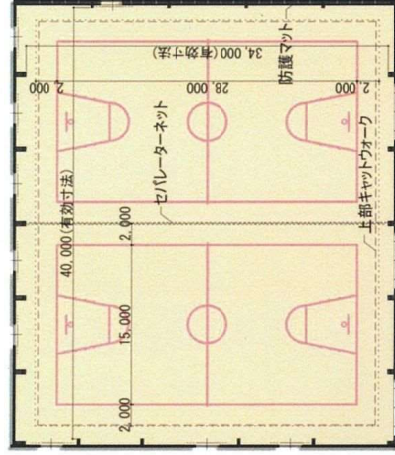
- (1) 大会運営や広告物の掲示する吊バトン
 - ・アリーナ天井に大会運営や広告物掲示に利用できる電動式の巻上式吊りバトンを設置します。
- (2) あらゆる競技に対応する電源
 - ・各競技に使用する電光掲示板等に必要電源コンセントを各壁面壁面に設置します。



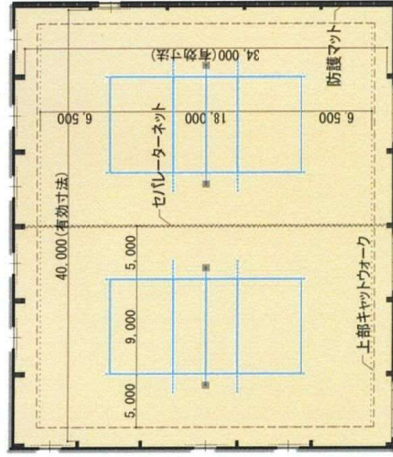
バスケットボール(センター)コート:1面



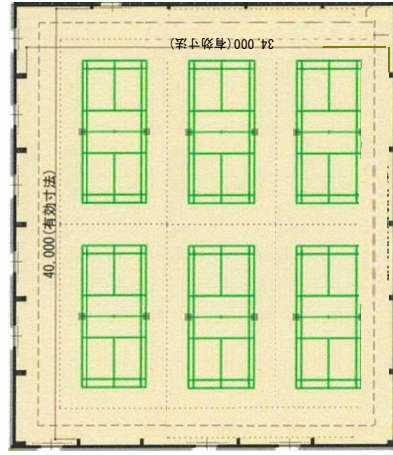
バスケットボール公式コート:2面



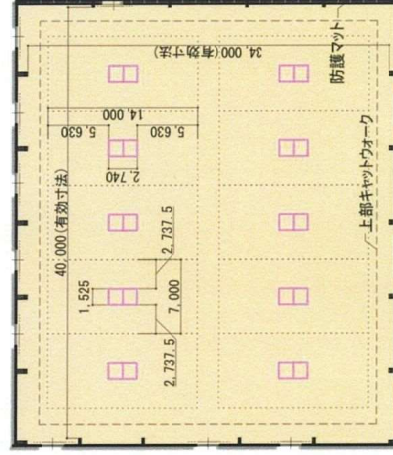
ミニバスケットボール公式コート:2面



バレーボール(6人制)公式コート:2面
バレーボール(9人制)非公式コート:2面



バドミントン公式コート:6面



卓球公式コート:10面

コートライン詳細図 S=500

(4) 利用方法について

使用日 4/10の場合の例	1月 使用月3ヶ月前			2月 使用月2ヶ月前			3月 使用月1ヶ月前			4月 使用月当月					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
総合体育館			31	1	10	28	1	10	31	1	10	31	1	5	10
地域体育館 (窓口のみ)										空き申込(越谷市民・越谷市在学・ 在勤)使用日5日前まで申請可能					
体育館	空き申込 前日まで														



使用日 4/10の場合の例	1月 使用月3ヶ月前			2月 使用月2ヶ月前			3月 使用月1ヶ月前			4月 使用月当月					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
総合体育館			31	1	10	28	1	10	31	1	10	31	1	5	10
(仮称)地域スポーツセンター										空き申込(越谷市民・越谷市在学・ 在勤)使用日4日前まで申請可能					
北、南、西体育館 (窓口のみ)										空き申込(越谷市民・越谷市在学・ 在勤)使用日5日前まで申請可能					
体育館	空き申込 前日まで														

(5)施設名称について

(仮称)越谷市立地域スポーツセンター施設名称選定 回答集計

	大沢地区 自治連	体協	レク協	スポーツ推進 審議会(16名)	市内体育館 利用団体
No.1				★6	★11
No.2			★	3	3
No.3		★		0	4
No.4				4	6
No.5				3	7
No.6 (その他)	★			0	0
				0	1
				0	1
				0	1
				0	1
				0	5
結果 (★数)	2				
	1				
	1				
	1				

※体育館利用団体には体協・レク協加盟団体は含まない。

(仮称)越谷市立地域スポーツセンター施設名称選定について

1. 名称選定までの流れ

大沢地区自治会連合会、越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市スポーツ推進審議会及び体育館利用団体等から意見募集する。個人からの意見募集をするのではなく、各団体ごとに名称を選定していただき、その結果を参考に名称を決定する。

2. 名称例

①越谷市立地域スポーツセンター

従来の体育館の名称を使用せず新たな体育施設のイメージ。

②越谷市立スポーツ・レクリエーションセンター

従来の体育館の名称を使用せず新たな体育施設とスポーツ以外のレクリエーションにも対応する施設であることをイメージ。

③越谷市立第一体育館

第一体育館の建て替え事業として永年慣れ親しんだ名称を継承することで市内外の方々に立地場所が容易に理解できる。

④越谷市立中央体育館

施設の主たる機能が体育館であることを明確にするとともに既存の地域体育館が北・南、西体育館としており地理的な配置場所をイメージ。

⑤越谷市立大沢体育館

施設の主たる機能が体育館であることを明確にするとともに市内の方々に立地場所が理解できる。

⑥その他

名称と理由を自由に推薦していただく。

3. 選考方法

各団体における意見募集結果の一番多かった名称を各団体からの名称候補とし、その他意見募集結果なども参考にし、名称を選定する。

4. 回答依頼団体

	団体名	代表(敬称略)
1	大沢地区自治会連合会	会長 深野 弘
2	越谷市体育協会	会長 中野 茂
3	越谷市レクリエーション協会	会長 那花 和子
4	越谷市スポーツ推進審議会	会長 田中 茂夫
5	体育館利用団体	※1

※1 体育館利用団体(体育協会、レクリエーション協会加盟団体以外)の名称に関する総意は上記4団体の一票と同等とします。

5. その他

名称決定	令和4年12月頃
越谷市立体育館条例の改正	令和5年3月定例会
越谷市立体育館条例施行規則の改正	令和5年3月定例教育委員会議